

務	00	01	3年
(令和8年3月末まで保存)			

生 企 第 2 8 8 号
令 和 5 年 3 月 1 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県警察防犯環境設計アドバイザーの運用について

青森県警察防犯環境設計アドバイザーについては、「青森県警察防犯環境設計アドバイザーの運用について」（令和2年3月31日付け生企第428号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、令和5年4月1日から引き続き別添の運用要綱のとおり運用するので、適正な運用に努められたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

担当 生活安全企画課
犯罪抑止対策係

青森県警察防犯環境設計アドバイザー運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、青森県警察防犯環境設計アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の任務、委嘱及び運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

アドバイザーは、警察の行う犯罪の防止（以下「防犯」という。）に関する次に掲げる活動を行うことを任務とする。

- (1) 防犯に配慮した環境設計に関する指導及び助言
- (2) 児童、生徒、幼児その他の未成年者の安全確保対策に関する指導及び助言
- (3) 県民、事業者等が組織する団体による防犯のための自主的な活動に対する指導及び助言
- (4) その他防犯活動に対する指導及び助言

第3 委嘱

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる事項に該当し、適性を有する者をアドバイザーとして委嘱する。
 - (1) 任務を遂行するに当たって必要な知識を有する者
 - (2) 警察の行う防犯対策を理解する者
 - (3) 人格及び行動について信望が厚い者
- 2 委嘱は、委嘱状（別記様式）により行うものとする。
- 3 委嘱期間は、原則として4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 4 本部長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、委嘱を解くものとする。
 - (1) アドバイザーから委嘱解除の申請があったとき。
 - (2) アドバイザーとしての適性を欠くなど不相当と認めたとき。

第4 運用

- 1 本部長は、警察の行う防犯対策について必要と認めるときは、アドバイザーに派遣を要請するものとする。
- 2 アドバイザーに派遣を要請した場合は、必要な旅費及び謝金を支給するものとする。

委 嘱 状

殿

あなたを青森県警察防犯環境設計

アドバイザーに委嘱します

期間 自 年 月 日
至 年 月 日

年 月 日
青森県警察本部長